

～12月9日は障害者の日～ 福祉にやさしいまちづくり

12月9日は障害者の日です。国連で障害者の権利宣言が採択されたこの日を障害者の日と決めたものです。その後、平成5年に障害者基本法でも同様に、この日を障害者の日と定めています。

市では、障害を持つ方も、持たない方も、ともに地域の中で暮らすことを当たり前のこととする「ノーマライゼーション」の考えから福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境の整備まで総合的に推進しています。

今号では、「精神保健福祉」の現状と今後の課題について退院促進を中心に見ていきます。

詳しくは障害福祉課 ☎70・7747へ。

表1 東京都の入院期間別患者数推移

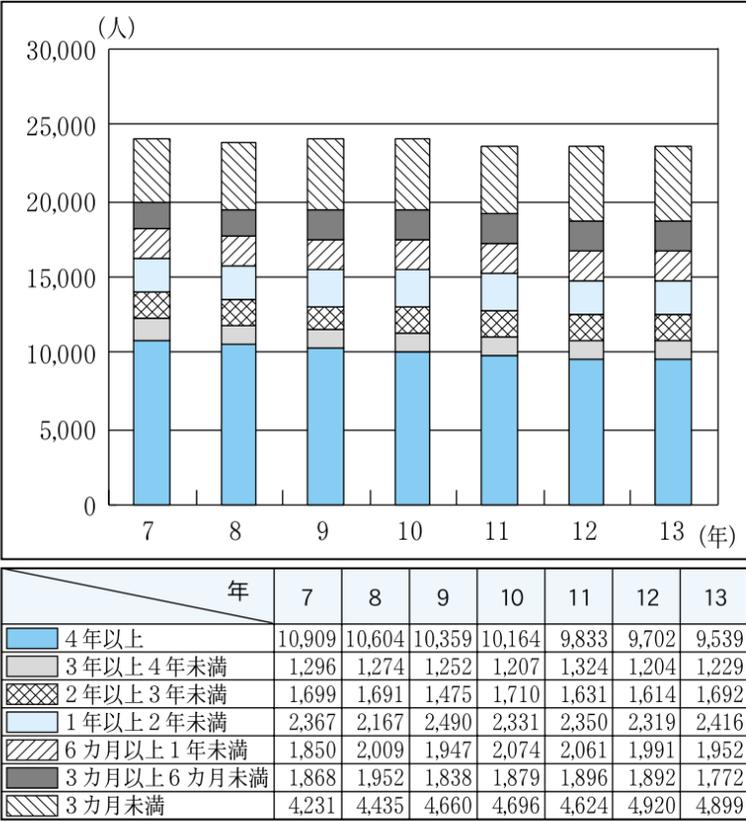


表2 26市の退院届帰住先別届出状況

帰住地域	届出件数	帰住地域	届出件数
八王子市	617	国分寺市	45
立川市	121	国立市	34
武蔵野市	62	西東京市	115
三鷹市	312	福生市	32
青梅市	262	狛江市	31
府中市	146	東大和市	38
昭島市	46	清瀬市	93
調布市	154	東久留米市	60
町田市	263	武蔵村山市	39
小金井市	90	多摩市	167
小平市	241	稲城市	62
日野市	103	あきる野市	63
東村山市	186	羽村市	37
		合計	3,419

※数値は13年1月1日～12月31日

気軽にご利用ください！
精神障害者地域生活支援センター
「めるくまーる」

精神障害をお持ちの方を対象にした支援センターです。昨年4月にオープンし、現在43名の方が登録利用しています。うれしいとき、悲しいとき、驚いたとき、困ったとき、どんなときでも、みんなで話し合い、みんなで歩んでいきたい。そんな場を一緒に築いていきたいと考えています。また必要に応じスタッフが皆さんの相談にのります。病気のこと、仕事のこと、そのほか生活上で困っていることなど、いつでも声を掛けてください。

【施設名】めるくまーる(本町2-3-21、☎76・1335)【開所時間】午前10時～午後8時(日曜日休館)【電話相談】午前9時～午後8時

相談に関しては「めるくまーる」のほか、障害福祉課でも実施しています。気軽にご相談ください。

え危ぶまれ、かつ新たな福祉サービスを提供していくこと

え困難な状況にあります。同審議会においても新たな福祉施策の再構築の道を拓くための議論を進めています。

今後市民の皆さんとともに英知を結集し、より良い福祉のまちづくりのためにご理解と協力をお願いします。

精神保健福祉を取り巻く状況

精神保健福祉施策は、平成5年の障害者基本法の改正により、精神障害者が障害者と位置付けられ、7年の精神保健および精神障害者福祉に関する法律の改正で「自立と社会参加の促進」が法の理念として明記されました。

さらに11年の精神保健および精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、在宅福祉事業も整備され、精神障害者が身近な地域で必要なサービスが受けられる体制作りが進められてきました。



このような状況の中、国では「精神保健医療福祉改革ビジョン(概要)(16年6月)」の基本的な考えとして、入院医療中心から地域生活中心へという基本的な方針を推進し、おおむね10年後の「国民意識の変革」や「立ち遅れた精神保健医療福祉体系の再編」の達成目標を具体的に数値で示しています。また、例えば今後10年間で受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者(全国で約7万人、うち都内では約2万人)の生活支援体制の強化等により、その解消を図ること

市の手帳取得者(16年4月現在)は、愛の手帳(590名)や身体障害者手帳(3426名)の取得者に比べ精神障害者手帳は210名となっています。また施設面では精神障害者向けの共同作業所が5施設とグループホーム、地域生活支援センターが各1施設あり、同センターではホ

特に精神障害の手帳取得が少ない一因として、知的・身体の手帳所持者に比べ福祉サービス面での助成が少ないことや病状を知られたいくないという心理的な面が働いていることも考えられます。このようなことを見ても精神保健が他障害に比べ遅れているといわれる原因がもしもありません。また、精神障害者福祉について見れば、障害を持つ重さ個人差があったり、さまざまな社会的環境や資源が少ないこと、人の偏見や無理解の

現行の厳しい財政状況の中、現制度を維持していくこと

現在、東久留米市社会福祉審議会でも地域福祉計画の改定に向けて議論を進めています(詳細は11月1日号広報で既報)。

第13回にぎやかカーニバル ボランティアも募集!

【日時】12月11日(土)午後1時開場【会場】中央公民館【内容】歌、ダンス、みんなでつくるステージ【出演】ボラチートほか各福祉団体
詳しくは障害福祉課またはさいわい福祉センター ☎77・2711へ。

さまざまな障害者サービス

市では、障害をお持ちの方を対象に、ヘルパー派遣、補装具、日常生活用具の給付、住宅設備の改善、医療費の助成、各種手当の支給など、さまざまなサービスを行っています。これらのサービスは、身体障害または知的障害のある方が対象になります。また、

【自動車などを利用する方へ】自動車運転教習費の助成

【日常生活への援助】心身障害者手帳および愛の手帳の交付と相談、精神障害者保健福祉手帳の交付

【日常生活への援助】心身障害者手帳への支援費の決定、日常生活用具・住宅設備改善費の給付、補装具の交付と修理

【医療費助成】心身障害者医療費助成、更生医療費助成、通院医療費公費負担制度の受付、難病医療費助成・小児慢性医療費助成制度の受け付け

【各種手当】障害者福祉手当、心身障害者福祉手当、特別障害者手当、障害者福祉手当、重度心身障害者手当、難病者福祉手当、障害者住宅手当など

さいわい福祉センターをご利用ください

入浴サービスの利用
【対象】家庭で入浴が困難な市内在住のおおむね64歳以下の身体障害者(身体障害者手帳1・2級)で、一定の医療行為を終え、症状が安定している方
【費用】1回600円【利用回数】月2回

17年度通所訓練生を募集
【対象】15歳以上で知的発達障害のある方【募集人員】若干名【訓練内容】社会適性訓練、日常生活訓練など【利用期間】17年4月1日から3年間の申し込みは12月1日(水)～10日(金)に、さいわい福祉センターへ。申込用紙は同センター(幸町3-9-28)にあります。
詳しくは同センター ☎77・2711へ。

自動車改造費の助成、ガソリン費の助成、福祉タクシー費の助成、有料道路通行料の割引など